

Title	第二次世界大戦期の朝鮮人強制連行・強制労働
Sub Title	Enforced migration and labour of Koreans during the Second World War
Author	松村, 高夫
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1990
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.83, No.3 (1990. 10) ,p.748(264)- 766(282)
JaLC DOI	10.14991/001.19901001-0264
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19901001-0264

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.



第二次世界大戦期の 朝鮮人強制連行・強制労働

松村高夫

本稿は、第二次世界大戦期の朝鮮人強制連行・強制労働を表わす資料を三点提示するものである。私はかつて「日本帝国主義下における植民地労働者」（慶應義塾経済学会『経済学年報』10号、1966年）と題する論稿のなかで、当該時期の朝鮮人強制連行政策の展開と就業構造の特質を分析したことがあるが、ここに資料を紹介するにあたり、必要なぎりぎりの歴史的背景を略述しておきたい。

日中戦争勃発後、日本における軍需産業拡大がもたらした「労働力不足」を解決するために、国家権力による植民地からの朝鮮人強制連行政策が展開された。1939年7月に「国家総動員法」にもとづいて閣議決定された重点五産業に対する1939年度「第一次労務動員計画」では、8万5千人の朝鮮人集団募集が認可されている。これは、合計113万9千人の割り当てのなかの7.5%を占める。この朝鮮人募集を実施するために、「朝鮮人労働者募集要綱」と「朝鮮人労働者移住に関する事務取扱手続」が制定された。この政策は、従来の個別的募集とは異なり、朝鮮総督府、警察、職業紹介所、協和事業団体の連携の下に、雇用条件、募集地域と期間、輸送方法、「帝国臣民」化教育、報告義務等について極めて厳格な統制が加えられる大量集団募集を認めたという点で、朝鮮人労働力移動政策史上、画期的転換をなすものであった。1939年度には、朝鮮人第一次集団募集地域として早害のひどかった京畿道、慶尚南道北道、忠清南道北

道、全羅南道北道の七道が割り当てられ、同年9月、10月には引率人が朝鮮にいき、これらの地域で募集をはじめた。朝鮮総督府財務局作成の「第85回帝国議会説明資料」（「85資料」）によると、1939年度の第一次募集計画数8万5千人に対し、実際に日本に連行された朝鮮人数は5万3,120人で、計画数の62%である。

さらに、翌1940年度には9万7,300人、41年度には約10万人の朝鮮人募集計画を遂行するために、朝鮮において40年1月に「朝鮮職業紹介令」（朝鮮総督府令2号）が施行され、募集業務は警務所管から内務所管に移した。前記「85資料」によると、実際に日本へ連行された朝鮮人数は、40年度に5万3,988人、41年度には6万7,098人を数えており、39年から41年までの3年間の達成率は63%となっている。

資料〔A〕—内務省警保局保安課『募集に依る朝鮮人労働者の状況』（昭和十五年五月一日）は、和文タイプの38ページから成る文書で、表紙に「極秘」の朱印が押されている。1939年度「労務動員計画」による朝鮮人労働者8万5千人についての実施状況をしるしたものであるが、この『朝鮮人労働者の状況』の最初のもは、1939年12月5日に作成されている。ガリ版刷りの片仮名による61ページから成るもので、朴慶植編『在日朝鮮人関係資料集成』第4巻、三一書房、1976年、1220—29ページに収録されている。（本稿では、他に1940年1月20日、40年2月29日の同名の標題のものも参照した。）

1939年12月5日の前記資料（朴慶植編に収録されているもの）は、同年11月末現在の調査であり、移動朝鮮人数は10,797人であるが、40年1月20日の資料（39年12月末現在）では、その数は19,135人、40年2月29日の資料（40年2月末現在）では、28,648人である。そして、ここに収録された資料にみるように、40年5月1日の資料（40年3月末現在）では35,799人であり、「第一次労務動員計画」により急速に移動数が増加したことがみてとれる。

当資料のなかでとくに重要なのは、「各種紛争議の状況」であり、73件の「紛争議」の一覧表が17ページにわたり掲げられているが、以下転載するにあたり、北海道の14件は朴慶植編『前掲書』に収録されているので省略した〔省略したのは、大森鉱山（発生1939年10月18日）、手稲鉱山（同10月21日）、鴻舞金山（同10月27日）、美唄鉱業所（同10月30日）、北龍鉱山（同10月29日）、三井砂川鉱山（同11月3日）、手稲鉱山（同11月7日）、浅野炭鉱（同11月8日）、万字鉱山美流分坑（同11月8日）、歌志内炭鉱（同11月8日）、美唄炭山（同11月11日）、新幌内炭鉱（同11月12日）、万字鉱山美流炭坑（同11月14日）、夕張炭鉱（同11月15日）である〕。また、北海道以外の地域で「紛争議の概要」の欄を「省略」としてあるのは、スペースの関係による。「紛争議の状況」は、日本に移住した朝鮮人労働者の労働・生活条件が日常的にいかなるものであったかを、朝鮮人労働者の抵抗・異議申し立てという非日常的行動を通して鋭く表現しているものである。「紛争議の概要」は、取締りの視点から書かれているためバイアスがかかっていることは避けられないにせよ、以上のような視点からみれば、かれらの賃金や労働条件が渡航前の約束といかに異っていたか、とりわけ鉱山でいかに危険な作業に従事させられたか、民族差別がいかなるものであったか、また、逃走を企て失敗したときの制裁、逃走防止のための賃金の強制預金、訓練と暴力による不断の監視体勢等の実態がみえてくるだけでなく、会社側が「紛争議」のときにただちに警察と連

携して取締りを行なったことも明らかになる。

資料〔A〕—『募集に依る

朝鮮人労働者の状況』

内務省警保局保安課

昭和十五年五月一日

目次（本調は昭和十五年三月三十一日現在に依る）

- 一. 概説
- 二. 移住状況
- 三. 労働条件
- 四. 各種紛争議の状況
- 五. 逃走者の状況
- 六. 偽名者の渡来状況
- 七. 内地人労働者に及ぼせる影響
- 八. 指導取締の状況

一. 概説

昭和十四年度労務動員計画実施に伴ひ内地に於ける労力不足補充の為、本年度内に新に募集により朝鮮人労働者八五、〇〇〇名を内地に移住せしむることとなり、而して厚生省に於て三月末迄に募集を承認せるものは五八、一三四名にしてその中内地に移住せるものは三五、七九九名なり。

是等朝鮮人労働者は比較的純朴なるものにて其の稼働状況は概して良好なる為、各業者より其の将来を囑目されつつあるも、一部には思想的に如何はしき者も混じり居り、之等分子は他の一般純朴なる者を使啖して紛争議を惹起せしめつつあり既に移住者七三件の発生を見たり、又応募を内地渡航の手段としたる者あり之等は坑内作業に恐怖を感じたる者等と同様逃走しつつありて既に逃走者は二、一七一名の多数に達せり。更に移住朝鮮人中には他人の替玉となり渡来せるものあり、現在迄に発見したるものは一九一名なるが、尙未発見者も相当ある模様にして、斯る状況は不逞分子の内地潜入に最適の機会を与ふるものなるを以て、将来嚴重警戒の

要あるを痛感する次第なり。

次に移住朝鮮人労働者は不平不満ある場合は常に集団的行動に出づる傾向あり，特に對事業主，又は對内地人の場合に於て斯る傾向顯著なるものあり。

事業主の朝鮮人労働者に対する態度は概ね良好にして其の処遇に関しては誠意を以て臨みつつあるが，之に対し兎角朝鮮人労働者は増長する傾向あるを觀取せらるる次第にして之等の点

に関しては将来取締乃至指導上充分注意の要あり。

而して移住朝鮮人労働者にして治安上又は協和事業遂行上重大なる障害を与へ，内地人及朝鮮人に悪影響を及ぼすもの及び渡来後逃走したるものにして其の所在を發見したる者並に紛争議の主謀者にしてその情況重きもの等は其の理由を説示して本籍地に送還するの措置を講じつつある状況なり。

二. 移住状況

道府県名	募集承認数	移住者数	逃亡者		氏名詐者 称数	送還者数	
			逃亡者 数	同発 上見		病氣	不良 其他
北海道	18,996	10,984	459	112	157	203	115
京都	150						
神奈川	300						
兵庫	460	250	9		2	1	
長崎	4,860	2,729	55	2		35	
新潟	650	329	18				
茨城	1,550	1,118	48	14		3	21
栃木	180	100					
三重	200	197	2				
静岡	1,610	574	4				
山梨	1,400	1,381	83	22	2	7	17
岐阜	600	500	34	5			
長野	2,070	1,056	97	2	2		9
宮城	250	100					
福島	3,550	1,931	273	51	18	49	97
青森	750	574	41	19	1	25	32
山形	80	80					
秋田	380	216	1	1			
石川	60	60					
鳥取	130						
岡山	300	174	1				
山口	1,825	877	82	6			
徳島	50						
香川	100						
愛媛	330	95					
高知	1,218	666	4				
福岡	10,780	7,946	658	63		7	37
大分	505	505	44	11		1	9
佐賀	2,400	1,947	179	50	1	1	20
熊本	700	251	15	1		3	
宮崎	1,250	1,009	60	7		10	5
鹿児島	450	150	4		10		
合計	58,134	35,799	2,171	366	191	346	372

三. 労働条件

移住朝鮮人労働者に対する労働条件は地方別に観るときは多少の差違あるも、各業者共之等の処遇に関しては相当意を用ひつつあり、即ち所定の寄宿舎—訓練所（概して新設せるもの多く既設の屋舎を使用するものも修理を施し特に畳、寝具等は殆んど新調し居れり）を設け、全員を数班に分ち各班毎に指導者を付し、所定の訓練指導を与へ居れり。

賃銀は訓練期間中（概ね三ヶ月）は日給二円及至二円五十銭を支給し訓練終了後は本人の稼高により炭坑方面にありては日収三円程度を支給せるものあり、各地各班職場により多少の差異あるも概ね内地人労働者と差別なく支給され居れり。

而して事業主に於て移住朝鮮人労働者を募集するに際し募集従事者が被募集者に言明せる賃銀乃至待遇条件は往々応募者の渡航熱を煽るべく最高標準を表示するものあり、之が為被募集者は渡来後各職場に於て特殊事情により賃銀支給方法が固定日給制或は稼高歩合制等の区々たるものありて応募時に承知せる賃銀額より減額を来ること乃至は待遇が応募時に期待せるものより劣悪なる場合もあり、斯る場合別項の如く紛争議を醸し居るが概ね労働条件の実質は内地人労働者と差別なく、寧ろ保護指導方面に於ては内地人労働者以上に事業主側に於て過重せる負担を為し居る向もある状況なり。

更に賃銀の支給に当りては本人の月収額より一定額の貯金と本籍地への送金を励行せしめつつあり、一例を示せば本籍地送金額に於て最高六三円、最低三二円、平均四〇円、貯金額に於て最高四五円、最低十円、平均五円（福岡）にして相当好条件なるを窺はるる次第なり。

四. 各種紛争議の状況

移住朝鮮人労働者の動向は概ね良好なるも、現在迄に既に労働紛争議の発生六九件、之が参加人員九、一七五名（別表参照）を算し其の他内鮮人間の闘争事件を領発し居るは特に注目の要

ある所なり。之が原因を案ずるに、

- (1) 被募集時に於て労働条件を過大に評価し渡来後の実際と相違せりと為すもの
- (2) 言語習俗の相違による誤解
- (3) 坑内作業を危険視するもの
- (4) 危険防止又は福利施設の完備を要求するもの
- (5) 些少の事端を誇大に吹聴し一般が付和雷同するもの

- (6) 事業主側に於て彼等を「産業戦士」として好遇するに付込み増長するもの

而して移住労働者は概ね純朴なる労働者なるも、之等の中には多数には非ざるも思想的に如何しきものも混入し居りて之等が主として他の純朴なる労働者を煽動し労働紛争議を惹起せしめ居り、自然発生的なるものは僅少なり。

更に之が形態は

- (1) 労働条件を慎重に検討せず概ね軽卒なる不平不満に一同が付和雷同し、依りて之が改善を要求し
- (2) 又は内地人坑夫、職員の取扱苛酷、又は事故発生

等を端初として直に労働条件の改善、福利施設の完備等を要求し認められざる時は直に怠業乃至罷業を為す等悪質なるもの多し。之等は労働運動華かなりし頃の労働団体の取りたる方法を其の儘踏襲し居るものなり。

而も何れの紛争議に於ても常に集団的行動に出ずる傾向あり、大挙して事務所或は内地人労働者等を襲撃し暴行を為し傷害事件を惹起せる事例も既に二、三に止まらざる実情なり。之が取締に当りては背後に介在する不純分子を徹底的に掃蕩する（本籍地送還等）一面

- (1) 労働条件、福利施設、危険防止等の問題にして会社、事業主に不都合あるときは充分改善する様警告し
- (2) 労働条件の誤解に基くものは朝鮮人労働者に対し労働条件を諭示徹底せしめ之を鎮撫し居れるが、理由の如何に不拘時局下に於て怠業、罷業の拳に出ずる等悪質なるものに対し

紛 争 議 一 覧 表

庁府県	種別	発生場所並 発生解決 年 月 日	朝鮮 労働者 人数	参加 者	紛 争 議 の 概 要	備 考
北 道	紛 議	夕張郡夕張鉱業所 大新坑 発生11月17日 解決即日	28	28	坑内作業手朝鮮人金正濠外二名は内地人安藤真次郎より叱責せられ争闘をなしたるため之を聞知せる朝鮮人二十八名は挙って安藤を殴打せんとするが安藤が巧みに他に避難せり、而して朝鮮人側に事件解決迄作業を中止すると称して無断出坑し坑口に於て会社係員と衝突し不穩の動向を示したり	所轄署の説得により解決、安藤は傷害罪にて検挙
	罷 業	北海道炭鉱汽船会社幌内鉱業所万字鉱 発生11月21日 解決即日	108	47	移住朝鮮人労働者金教永外三名は坑内作業中転覆せるトロッコ復旧を内地人労働者より指導されるに当り言語不通のため誤解を生じ之を不親切なりと憤慨し出坑し他の同僚に対し「全坑内で内地人に棒を以て殴られんとし電灯は取り上げられ非常に危険だから逃出して来た坑内作業は危険で出来ない」と誇大に吹聴し坑内稼働拒否を煽動せる結果一同動揺し入坑を拒否するに至りたり	所轄署の説得により解決
	罷 業	空知郡三井美唄炭鉱業所 発生11月21日 解決11月22日	200	98	十一月二十日落盤災害事故発故発生し作業中の同僚二名が圧死せる処稼働中の朝鮮人労働者二〇〇名中九八名が坑内作業危険なりとして二十一日より就労拒否するに至りたり	所轄署の説得により解決
	罷 業	夕張郡夕張鉱業所 発生12月2日 解決12月20日	1,571	136	坑内作業が危険なりとなし入坑を拒否し宿舍に引揚げ同僚に吹聴したるため六十五名合流し職場変更を要求し罷業を断決せり、所轄署に於ては主謀者十名を招致し説得中残員一二〇名は大挙して同署に押寄せ不穩なる動向に出たり	全員同署に収容したる結果解決
	紛 議	空知郡弥生鉱業所 発生12月4日 解決即日	26	26	坑夫李学西は坑内に於て同人所有ズック靴を内地人坑夫大木勝が穿ち居るを詰問したるに端を發し却って大木のため手斧を以て治療約七日間の傷害を与へられたるを聞知せる朝鮮人労働者二十五名は之に復讐せんとして不穩なる形勢を示したり	所轄署の静止により鎮静 加害者大木勝を傷害罪として検挙す
紛 議	紋別郡住友北日本鉱業所鴻の舞鉱山 発生12月5日 解決即日	280	280	十月七日坑内作業中朝鮮人労働者孟享爰と内地人児玉正雄が些細のことより口論をなし児玉は鉄棒を以て孟を殴打し傷害罪を加へたる処同所に稼働中の朝鮮人四五名は孟に加勢し児玉に暴行を加へんとせるが内地人の仲裁により児玉は避難せり 而して翌六日に至り朝鮮人一四〇名は一斉罷業気構へを示威し (1)蒲団破損を無償にて十二月中に修理せられ度し (2)食物を改善せられ度し (3)防害設備を構ぜられ度し (4)風呂は午後四時までに沸し二カ所に増設せられ度しと要求するに至りたり 更に他の朝鮮人労働者一四〇名を誘引し二百八十名結束会社に至り右要求を強要せり	内地人児玉は傷害罪として処置、朝鮮人主謀者十二名を敢重説諭を加ふ、所轄署の斡旋により会社側に於て要求事項を認む	

庁府県	種別	発生場所並 発生解決 年月日	朝鮮 労働者 人数	参加者	紛 争 議 の 概 要	備 考
北海道	怠業	余市郡田中鉱業所 轟鉱山 発生12月5日 解決即日	30	30	十二月四日雪類罹災により朝鮮人用万子が変死するや朝鮮人労働者三十名は結束し「朝鮮に於ては変死者ありたる際は其の家を焼却し居住せざる風習あるにより寄宿舎を変更せられ度し同様理由により職場を変更せられ度」と要求し怠業に入りたり	所轄署の斡旋により会社側譲歩す
	紛議	空知郡北海道炭鉱 汽船万字鉱美流 鉱坑 発生12月6日 12月6日より就労す	68	68	十二月一日坑内瓦斯爆発災害事故発生し同僚四名が死亡するや金米岩外三名は坑内作業危険なりと誇大に吹聴し罷業を煽動し他に転出又は休業を申合す等の不穩情勢を醸したり一、変死者遺骨の引取りに來道せる遺族中鄭瀏杖外三名は会社に対して「会社が、危険なる処へ入れて働かせ死亡させたのだから会社に責任がある扶助料は何百倍貰っても遺骨引取れぬ然し止むを得ざる場合は規則の十倍か二十倍出せば引取る」云々と脅迫的態度に出たり	所轄署の説得により解決、鄭瀏杖は脅迫罪に問擬して処置す
	乱闘(未然防止)	夕張郡夕張町北海道炭鉱汽船会社 夕張鉱業所 平和鉱協和寮 発生12月10日 解決即日	256	256	(省略)	(省略)
	罷業	夕張郡夕張鉱業所 夕張鉱 発生12月11日 解決12月15日	238	40	十二月十一日吹雪が相当猛烈なりしたため就労を拒否せんとせるが係員の説得により二三八名は就労せるも尚四十名は病氣と偽り就労せず翌十二日吹雪止みたるも尚怠業を継続せり	所轄署の説得により解決、主謀者十二名に嚴重訓戒
	罷業	夕張郡北海道炭鉱 汽船会社夕張鉱業所 発生12月13日 解決12月23日	118	118	坑夫金判同が内地人労働者中川剛と作業上の事に付争闘し頭部に治療十日間を要する傷害を受けたるに端を發し内地人労働者と共同作業は不安に付半島人のみの作業場を設けられたしと要求罷業す	会社側並所轄署の説得により解決、中川剛を傷害罪として検挙
	罷業	十勝郡雄別炭鉱会社 浦幌炭鉱 発生12月15日 解決即日	130	130	坑内作業中朝鮮人宗祐善が内地人赤石久吉より叱責せられ口論の結果争闘をなし治療七日間の傷害を受けたるを聞知せる同僚百三十名は結束して工務詰所に押し寄せ「赤石を出せ」と示威し更に待遇改善を要求し解決迄就労せずと罷業断行せり	所轄署の斡旋により会社の譲歩により解決し、宗祐善、赤石久吉は傷害罪として問擬し処置す
	怠業	空知郡美瑛町三井 鉱業美瑛鉱業所 第三坑 発生12月23日 解決即日	198	55	落盤事故により朝鮮人労働者一名圧死せる処同炭鉱内に稼働中の一八八名中五十五名は坑内作業危険なりとして入坑拒否す、要求事項(1)同僚死亡に対し申慰のため二十三、四日の両日休業せしめられ度し(2)貯金及び送金は稼動賃銀より控除し会社に於てなせるが名自の手により貯金及び送金する様致され度	所轄署の鎮撫により罷業に至らず解決せり、要求事項(1)は同室者等十八名休業他は就労のこと(2)は現状通りのこと

庁府県	種別	発生場所並 発生解決 年月日	朝鮮 労働者 数	参加 者数	紛 争 議 の 概 要	備 考
北海道	罷業	空知郡志内村北海道炭鉱汽船会社 空知鉱業所 発生12月26日 解決12月27日	81	81	賃銀支給額の精算不徹底のため募集案内に二円五十銭以上五、六円とあるを以て二円五十銭以上を支給され度 更に炊事婦は朝鮮人を冷遇するため解雇の事外一項目を要求し一同結束罷業す	所轄署の調停により労働者側の説解にして賃金は二円五十銭以上支給し居ることを諒解し解決す
	怠業	空知郡三笠山北海道炭鉱汽船会社 鉱業所幌内鉱第一協和寮 発生1月1日 解決1月4日	69	69	朝食に雑煮餅を供したる所米食にせよと不平を叫び (1)賄は不味なるを以て改良の事 (2)寮長は不親切なるを以て値下され度と要求し一同結束して不穏なる形勢を示したり	所轄署に於て警察官を派遣し嚴重警戒に当りたる結果寮長排斥が主たる目的なること判明所轄署の説得により労資相互共助を約し円満解決
	紛争	空知郡砂川町三井砂川鉱業所 発生1月21日 解決即日		31	朝鮮人労働者金壯用が坑内作業中些細の事より内地人労働者新出辰次郎と口論の末殴打され全治七日の傷害を受けたる所 同僚朝鮮人労働者三十名は激昂と復讐せんと坑内に立入り不穏の氣勢を示したり	所轄署の鎮撫により解決加害者は傷害罪として検挙送局せり
	怠業	山越郡長万部村静狩金山株式会社 静狩鉱業所 発生1月23日 解決即日	186	186	七分搗米の臭気を腐敗せるものと誤解し炊事係に不満を洩し居たるが遂に全員結束し (1)昼弁当は腐敗せるものを食せしめ (2)入山と共に一人二十円の前借を認むる約束を果せざるは不都合なりと抗議し怠業せり 会社側に於て (1)弁当は七分搗米にて腐敗せるものにあらざるを説得し (2)前借は即時実行する旨言明せる処之を諒解し解決せり	所轄署に於ては朝鮮人労働者に対し団体的行動の不可なるを説得し事業主に対しては指導訓練に付警告を与ふ
	暴行事件から怠業	芳部郡森町日本鉱業株式会社 森町大盛鉱山 発生1月22日 解決即日		120	坑内作業中朝鮮人労働者趙渠衍が作業中の内地人角田信一と言語の不通より感情の疎隔を生じ暴行さるるや坑内作業中の同僚三十名は激昂し無断出坑し加害者角田を寄宿舎に連行し之に復讐せんと不穏の行動に出でんとせるが現地警察官の制止により目的を果し得ざりし処更に一同一二三名は結束し (1)坑内に於て朝鮮人を稼働せしめざること (2)角田を即時臆首すること外二項目の待遇改善要求をなし入坑拒否怠業の挙に出たり 会社側に於て(1)(2)は応じ難きも今後待遇上留意する旨言明し解決せり	所轄署に於ては些少を捉へ団体行動に出て坑内作業を嫌悪する傾向あるに対し嚴重せり 加害者角田は事案輕微につき訓戒処分に止む
	怠業	空知郡美瑛町三菱美瑛鉱業所 発生1月24日 解決1月25日		35	一労働者が会社側の賃銀伝票を盗見し予想せる賃銀より低廉なりしを同僚に吹聴せるため三十五名結束し (1)現在の賃銀は約束と違ふ (2)労働時間が長過ぎむ等と抗議し就労拒否の挙に出たり 会社側の説明により誤解に基くものなること判明し一同謝罪し解決	

庁府県	種別	発生場所並 発生解決 年月日	朝鮮労働者 参加者 人数	紛争議の概要	備考	
北海道	怠業	空知郡美唄町三井 美唄鉱業所 発生 1月30日 解決即日	194	一月三十日坑内作業中落盤による同僚一名圧死せる処朝鮮人労働者一九四名は同僚の死に弔慰を表するため二日間の休業を要求し 内八十五名は入坑拒否せり 所轄署並会社側の説得により代表者のみ会葬することを諒解し解決せり		
	怠業	空知郡美唄町三菱 美唄鉱業所 発生 1月24日 解決即日	194	美唄警察署に於て朝鮮人労働者朴八万を泥酔暴行に依り保護検束せる所 同僚一六七名は之が釈放陳情と称し代表五十二名を警察に押し掛けしめ併せて会社に対する待遇改善五項目の要求解決方陳情し残員一四〇名は寄宿舎に立籠り就労拒否怠業の挙に出でたり	所轄署に於て団体行動を戒しめむる所散会し会社側と待遇の接衝をなしたる結果会社側の善処する旨の言明にて解決	
	紛争	空知郡三笠山村北 海道炭鉱汽船会社幌内鉱業所幾 春別鉱	86	1	朝鮮人労働者李祥徴は内地人伊佐雄光雄と些少の事より争論し 昂憤の余り同僚を煽動する一方本籍地郡長に宛に電信して「侮蔑されて辛抱できぬ」等と申告する等不穏策動きをなす	所轄署長の慰撫により団体行動に至らず解決せり
	怠業	空知郡赤平村茂尻 鉱業所 発生 2月8日 解決 2月9日	195	195	三月八日は旧正月に相当するを以て一部無断欠勤の模様あるを以て一同食堂に集め就労方督励したる所金鐘頭なるもの (1)鑑札改名の件 (2)賃金改善の件 (3)賃金は直接本人に渡すこと (4)内鮮差別なきこと等を記載せる陳情書を提出すると共に矯激なる言動を弄して一同を煽動したるため全員之に付和雷同し一斉休業したるも会社側の説得に依り解決す	主謀者金鐘頭を送還す
	紛争	紋別郡紋別町鴻之 舞鉱山 発生 2月11日 解決即日	35		朝鮮人労働者崔能伊は二月十一日夜酔余食堂に於て鮮人炊事婦を搦捻せるに端を發して炊事係と闘争し崔能伊外三十数名は炊事係朝鮮人文三棒外一名に治療約一週間の傷害を加へ尚不穏の氣勢ありたるも 駐在警察官に制止鎮圧さる	崔能伊外四名を傷害罪として検挙
	紛争	空知郡美唄町三菱 美唄鉱業所 発生 2月14日 解決即日	7		二月十四日内地人坑夫宮崎武は朝鮮人坑夫金水光に坑内作業の注意をなしたるに之に应ぜざるため殴打したる所金水光外六名は宮崎に報復せんとし 棍棒を以て宮崎方を襲撃せんとしたるも 近隣者に抑制せられたり	宮崎は暴行罪金外六名は暴行及違反として検挙
	寮長排斥	夕張郡夕張町北海 道炭鉱汽船会社 夕張鉱業所 発生 2月26日 解決即日	72	72	二月二十四日寮長前田敏雄は通訳金在祐と共に寮内を巡視中 朝鮮双六をなし居るを賭博と誤認し警察官に申告せんとしたるに金在祐が之を阻止したることより金を投げつけ負傷せしめたるより 一同金在祐に同情して寮長更迭を陳情し不穏の気運ありたるを以て所轄署員は寮長を戒戒すると共に悪意に出でたるものにあらず旨を説明し解決せり	

庁府県	種別	発生場所並 発生解決 年月日	朝鮮 労働者 数	参加者	紛争議の概要	備考
北海道	寮長排斥	同上 発生 2月26日 解決即日	92	92	(省略)	一般労働者を煽動して争議に導かんとし且つ改悛の情の見込なき裴鳳南外二名は送還す
	罷業	阿寒郡阿寒村雄別炭鉱雄別鉱業所 発生 3月17日 解決 3月22日	485	457	朝鮮人労働者の移住当時一部の者は 雇傭契約期間に関し募集従業員より六カ月と説明ありとし二カ年は不当なりとの反対意見ありたるも会社側の説明により納得就労しつつあるも未だ積然たらざるものありたる模様なるが 不良分子の煽動によりて一斉罷業の挙に出で (1)雇傭契約期間二カ年を六カ月に短縮すること (2)訓練期間終了並に物価騰貴せるを以て相当賃金値上すること (3)労働時間を十時間に短縮すること (4)稼働伝票は毎日発表すること等の要求書を提出前記要求事項を契約書に明記せざる以上就労せずと主張して 警察官係員の慰撫調停に応ぜず本格的に争議化し大挙下山の模様もありて 事態悪化したるを以て所轄署に於ては警察官を増派して警戒すると共に強硬分子七十余名を検束する一方 要求事項の不当なることを説得漸次平静に飯したり	主謀者六十五名送還す
長崎	罷業	北松浦郡江迎村日窯鉱業江迎炭業所 発生 1月4日 解決 1月5日	146	146	現在日給二円三〇銭なる処他鉱山にては二円五十銭乃至二円九十銭なるを以て待遇改善され度し要求罷業す	応募条件通りの賃金支給にして他鉱山とは条件の相違ある事情を了解し解決す
	紛争	北松浦郡大野村日鉄池野炭坑 発生 2月7日 解決即日		50	(省略)	(省略)
	怠業	北松浦郡江迎村日窯鉱業江迎炭業所 発生 1月13日 解決即日		12	(省略)	(省略)
	怠業	北松浦郡江迎村住友鉱業潜龍鉱 発生 2月18日 解決即日	258	88	二月一六日朝鮮人坑夫李慶和は坑中作業中誤りて炭車に挟まり死亡したる所 同僚朝鮮人八十八名は朝鮮に於ける風習なりとし十七日(公休日)に続き十八日も休業せんとしたるも 会社側の説得により正午より就労するに至れり	

庁府県	種別	発生場所並 発生解決 年 月 日	朝鮮 労働者 人数	参加者	紛 争 議 の 概 要	備 考
新 潟	待 遇 改 善 要 求	佐渡郡相川町三菱 鉱業佐渡鉱山 発生 1月17日 解決即日	98	40	同上鉱山にありては全員を収容する合宿所の設 備なきため四十余名を暫定的に鉱山職員の経営 する新寮に収容し置きたる請負制度なるため の賄状況不良なりとして常に不備ありたるが、 二月十七日に至り止宿者四十名は崔在万を代表 として之が改善方を要望し不穩の状況にありた るも鉱山側に於て之を容認したるため即日解決 せり	
茨 城	紛 争	日立市日立鉱山諏 訪採鉱所 発生 3月3日 解決即日	363	363	(省略)	(省略)
山 梨	休 業	西八代郡栄町富士 川発電工事場 発生 2月15日 解決即日		16	(省略)	(省略)
長 野	紛 争	西筑摩郡三丘村日 本発送電常盤発 電工事場 発生 2月12日	250	250	(省略)	(省略)
	紛 争	西筑摩郡玉瀧村日 本発送電三浦貯 水池工場 発生 1月30日	200	150	朝鮮人土工二名は就労を厭い一月三十日逃走を 企てたるも発見せらるや取締係矢野卓次は一般 朝鮮人の逃走防止の目的にて裸体となし雪中に 立たしめ私刑を加へたるに端を發し 約百五十 名大挙して加害者松田一郎事韓金俊の居宅を襲 撃して全治一週間の傷害を加へたる外家具を破 壊するの暴行をなしたるを以て 所轄署にあり ては首主謀者を検挙すると共に一般労働者を厳 重加論し就労を誓はしめたり	朴命述外十五名を住 居侵入並傷害罪とし て検挙す 現場監督 並暴行者は嚴重戒告 す
福 島	紛 争	石城郡内郷村盤城 炭鉱 発生 2月12日 解決即日		50	(省略)	(省略)
	紛 争	石城郡内郷村盤城 炭鉱 発注 3月17日 解決即日	200	150	(省略)	(省略)
青 森		上北郡十和田村東 北振興電力会社 発電所工事場	96	96	朝食に冷飲を食べさせたるに不平を呼び飯場経 営者と論争し傷害事件を惹起せるを以て加害者 四名を所轄署に検束せり 而して検束者釈放陳 情と称し大挙警察に押し掛けるに至れるが途中 これを阻止し飯山せしめたるにハンストを断行 結束を強行するに至れり 要求事項 (1)夜間労務と昼間労務を区分すること (2)負傷者を入院せしむること (3)飯場は出 身道別にすること (4)作業衣服を支給すること	所轄署に於て追求の 結果強硬分子十五名 の介在あり 手段悪 質なるにより十五名 は送還し平静に復し たり

庁府県	種別	発生場所並 発生解決 年 月 日	朝鮮労働者 参加者 人数	紛争議の概要	備考	
岡山	怠業	都窪郡山手村岡山 鉦山鉦業所 発生3月11日 解決即日	96	80	予て雇傭条件と実際の賃銀に相違ありとして不満ありたる所賃銀支給日たる三月十日は日曜なりしため支払せざりしに不平を唱へ 三月十一日八十名大挙して事務所押掛賃銀の支給並値上要求をなし怠業せり、所轄署の斡旋により解決	
岡山	坑す る内 作危 業に 感対	長倉炭坑 発生10月27日	150	150	坑内作業は危険なりとて入坑を拒否休業する旨申合す	所轄署に於て事前慰撫
	天対 引す 貯る 金不 服	盤城炭鉦株式会社	138	138	(省略)	(省略)
	紛 議	吉敷郡長生炭坑 発生10月28日 解決即決	221	221	(省略)	(省略)
高知	罷業	幡多郡八東村内務 省土木出張所渡 川改修工事場 発生3月2日 解決即日	73	73	雇傭条件と実際の賃銀に相違ありとて三月二日現場監督を通じ値上要求をなしたるも満足すべき回答なかりしを以て (1)一日一円八十銭に増給すること (2)右要求に応ぜざる事由ある時は全員の飯解を承認せられたきことを要求し全員罷業せり 雇主側に於て一時間方労働時間を延長して一步役増一円三十二銭として解決す	
福岡	怠業	筑豊鉦業所 発生12月1日 解決12月2日	55	55	(省略)	(省略)
	怠業	嘉穂郡稲筑村日本 炭素株式会社新 山野炭坑 発生12月28日 解決12月29日	196	170	一般坑夫の入坑奨励金支給を発表したる所之中より朝鮮人労働者を除外したるに依り之が取扱を不当として怠業す	所轄署の説得により解決
	労襲 係詰 所	遠賀郡日産化学工 業所高松炭坑 発生1月1日 解決即日	400	200	労務係が無断外出せんとする労働者二名を制止し殴打せるため之を聞知せる同僚は労務係詰所に押掛けたり 労務係に大型小刀を持ち虚勢を示す等不穏なる形勢をなしたり	所轄署の説得により労務係の言語不通のための誤解に基き紛争化せるものにして労務の更迭により円満解決す
	内暴 鮮行 事の 件	嘉穂郡山田町山田 炭坑 発生1月15日	250	内地人 1 2	(省略)	(省略)
	休業	八幡市八幡製鉄所 構内運搬共済組 合 発生1月21日 解決1月22日	692	9	(省略)	(省略)

庁府県	種別	発生場所並 発生解決 年 月 日	朝鮮 労働者 人数	参加者	紛 争 議 の 概 要	備 考
福岡	怠業	遠賀郡香川町金九 鉱業株式会社 大隈炭坑	54	23	(省略)	(省略)
	怠業	嘉穂郡頼田村明治 炭坑 発生 3 月 4 日 解決 3 月 6 日	194	14	(省略)	(省略)
	訓練緩和 と要求	田川郡添田町古河 鉱業大峯鉱業所 発生 3 月 5 日 解決即日	282	186	三月九日坑内に於て指導員李度洪が坑夫朴栄尚に作業上の注意を与へたるに反抗し双方暴行するに至れるが現場指導員の不都合を機会として不満たる訓練をも解決すべしとなし代表八名を以て (1)訓練を緩和せられたし (2)訓練係の更迭 (3)自由外出の承認 (4)現場指導員の態度是正 (5)稼働場所の変更を要求し争議に入らんとせるも 警察官並に鉱山側より其の不心得を説示され平静に飯したり	警察側は労働者に対し訓練緩和せず又訓練期間中は自由外出を認めざる旨説明す
	休業	田川郡糸田町豊国 炭坑 発生 3 月 16 日 解決即日	199	32	(省略)	
佐賀	罷業	東松浦郡厳木町貝 島岩屋炭鉱 発生 1 月 30 日 解決即日	160	30	(省略)	
宮崎	怠業	新田原飛行場 発生 12 月 10 日 解決即日	194	144	一四四名団結し (1)蒲団の数を増すこと (2)便所の位置変更のこと (3)簡易病院を設置すること (4)賃銀支払日の確定のこと (5)浴場に灯火を設備することを要求怠業す	要求事項(1)は一人宛蒲団三枚宛支給, (3)は業者に於て指定医師を契約す 外事業主に於て要求を容ることとなり解決
鹿児島	罷業	始良郡三山鉱山 発生 11 月 29 日 解決即日	99	99	坑内に於て内地人坑夫が朝鮮人坑夫を殴打したるに端を發し九九名の朝鮮人労働者は右坑夫の社宅に押し掛けたるも 本人が避難せるため更に鉱山側に対し交渉し同盟罷業を断行す	所轄署長の説得により加害者は警察に於て取調ぶることとなり円満解決, 団体の不可なるを説得す
	休業	始良郡栗野町王山 鉱山 発生 2 月 23 日 解決即日	150	93	二月二十三日過失に基くダイナマイト爆破事故発生し 内地人一名即死他一名と朝鮮人労働者一名重傷を負いたるに恐怖を感じて一斉休業せんとし動揺したるも 所轄署員の慰撫により鎮静す	事業主に対して火薬取扱上の注意をなす

ては労資間の紛議として看過することなく、
之が主謀者、中心人物を糺明し、本籍地に送
還する。

等断乎たる措置を必要とするものなり。之が措
置を採らず誤れる内鮮一体論に捉はれて温情主
義を以て臨むに於ては再参紛争議を繰返すべく、
之が扱は相当留意すべきものと認む。而して現
在迄に発生せる紛争議の概要次の如し。

五. 逃走者の状況

移住朝鮮人労働者に対しては鮮内出発に際し、
所轄警察署長又は其の代理者より又渡来後は就
業地所轄警察署長又は其の代理者等より夫々、
産業報国の使命乃至銜後国民の心構に關し懇諭
し居るにも不拘、渡来後又は其の途中に於て逃
走し所在不明となりたるものは現在迄に於て既
に二、一七一名の多数に及び(別表参照)内地
の生活に慣るに伴ひ親戚知己等との連絡も取
れ又地理も分明するに伴ひ逃走者は今後愈々増
加する傾向にあり相当警戒の要ある所なり。

元来移住労働者は移住後は所期の時局産業に
就労せしむべきものにして、移住後自己本位に
職場を他に移動することは認め難きものなるに
拘らず鼓上の如く逃走者を出しつつあるは誠に
寒心に堪へざるのみならず、逃走者の中には不
穩分子も介入し居るやも計られず警察上看過し
難きものある次第にして、之が逃走防止に關し
ては事業主を督励し、逃走防止の方策を構ぜし
むる等格段の工夫を凝し嚴重取締の要あり。

而して逃走者を発見せる場合は思想関係を糺
明するは勿論本人が就労の意思なく他に転職を
希み居るものに対しては一般移住労働者の逃走
に対する他戒的意を含めて本人を本籍地に送還
すは方途を構じ居れり。

尚逃走の原因につき案するに概ね次の如し。

- (1) 最初より計画的に内地渡航の手段として応
募したるもの
- (2) 職場に於ける事故等により作業に恐怖を感
じたるもの
- (3) 他人の煽動誘惑により転業するに至れるも

の

- (4) 作業の過労を嫌忌するもの
- (5) 都会生活を憧れるもの
- (6) 応募当時の労働条件と実際とが相違せりと
て不満あるもの

六. 偽名者の混入

移住朝鮮人労働者は鮮内に於て警察署、面事
務所等より身元確實にして素行比較的優良なる
者を選抜し渡航せしめ居るものにして、之が内
地渡航に当りても相当注意を払ひ居れるが、中
には他人の名義を欺り渡来するものあり、現在
迄に判明せるものは百九十一名に及べり。

而して現在迄の処偽名渡来者にして不穩分子
の介入せる事例は発見せざるも、偽名者を取調
べたる結果に徴するに、在外不逞分子の内地へ
潜入する機に利用さるる危険性大なるものあり
相当警戒を要するものと認められる。

即ち偽名者が偽名するに至れる動機は、被募
集者が事故等により渡航不可能となりたる場合
を窺機し、平素内地渡航を熱望せるも渡航不可
能なりし者が、被募集者の氏名を詐称し募集者
の群に混入し渡来するものにして、其の手段は、

- (1) 被募集者が渡航を中止した場合、合意の上
に其の戸籍謄本を貰ひ受け渡来するもの
- (2) 被募集者の人員点呼の際該当人の見へざる
場合之に答へ被募集者として混入するもの
- (3) 出発見送の際停車場又は乗船地に於て被募
集者が急に渡航を中止する場合を物色し、其
戸籍謄本を貰ひ受け渡来するもの
- (4) 面当局より戸籍謄本の交付を受くる暇なき
為知己の戸籍謄本を貰ひ受け之を提出して応
募し渡来するもの
- (5) 被募集者の輸送に當り引率者の間隙を窺
し巧に混入して来るもの

等なり。

而して多数の朝鮮人を輸送するた當り之が引
率者は一、二名の少数にして概ね朝鮮語を解せ
ず又朝鮮人に接したる経験も乏しき為真偽人物
の見分は至難なる実情にあり、偽名者の潜入は

比較的容易なる模様なり。

現在迄に於て発見せる偽名渡来者は上陸地に於ける人員点呼乃至輸送中に於て発見したるは概めて僅少にして概ね就業地に到着後に於て、通信関係或ひは会社より直接本籍地に本人の月収額の中より一定額を送金する事と為し送金の幹旋をせる際本人より偽名なる事を申出づる結果露見する実情なり。

偽名者を発見したる場合は手段悪質なるもの、及び本籍地に身元照合の結果不適格者なる事判明せるものは本籍地に送還する方途を構じ、差支へなきものは引続き就労せしめ居れり。

七. 内地人労働者に及ぼせる影響

移住朝鮮人労働者は概して身体強健且つ純朴なる為総括的に観るときは真面目に稼働しつゝあり業者より将来に期待を掛けられて居れり。

而して之等朝鮮人労働者に対する内地人労働者の動向次の如し。

- (1) 内地人労働者の稼働能率の上昇を見たり。
右は労力不足を見越し労働者は比較的事業主に対し我儘を通ず傾向ありたる処辺に多数の朝鮮人労働者の移住により斯る傾向より覚醒せるものの如し(福岡, 北海道)
- (2) 内地人労働者は将来自己等の職場は朝鮮人労働者に占められるべしと危惧し動揺す(新潟県佐渡金山)
- (3) 会社に於て朝鮮人労働者の指導待遇を懇切にするを目撃し自己等より優遇するものなりと不満を洩すものあり(福岡)
- (4) 感情的に朝鮮人労働者と同一場所に於て稼働することを嫌忌する傾向なり
右は朝鮮人労働者が言語, 習俗の相違せるのみならず未熟練なる為之と共に稼働する結果は稼働能率の低下を来すに因るものなり(北海道)

八. 指導取締の状況

移住朝鮮人労働者に対する事業主の態度は概して良好にして、之が指導待遇に関しては相当留

意しつつあるを認めらる。即ち地方別により多少の差違はあるも、夫々指導員を配置し、一定期間、作業の実施指導、簡易国語教育、内地習俗の教示等を実施し居れり。

然れ共之等移住朝鮮人労働者は言語習俗を異にする為言語の不通により生ずる誤解に基き内地人との間に暴行事件を惹起し、又は朝鮮人固有の嗜好物(唐辛子等)の欠乏等により不平不満を洩す者等ありて之が指導取締は相当至難なるものあるを痛感する次第なり。

而して之等朝鮮人労働者は全部協和事業の対象として協和会に入会せしめ協和事業に基く指導を加へつつあるが、一面逃走者、偽名渡来者等にして調査の結果在住せしむる事を不相当と認めらるる者及び紛争の主謀者、中心人物にして悪質なるもの並素行不良者にして協和事業に障害を及ぼす者は夫々本籍地に送還の方途を構する等之が取締に当りては恩威併せて指導的取締を加へ居れり。三月末迄に本籍地に送還せるものは七一八名にして其の中三四六名は病氣にて労働に堪へざるものなり。

更に移住朝鮮人労働者の性に関する問題は各業者共相当考慮を払ひつつある模様なるが、朝鮮人労働者の移住せる地方に於ては近隣の内地人が婦女子の独り歩き乃至夜間外出等を差し控ふる等之に対し相当警戒心を用ひつつある模様(北海道夕張町)あり、斯る傾向は協和事業の遂行上相当支障を生ずる所なるを以て妻帯者にして妻の呼び寄せを希望する者に対しては可成希望を容る様事業主に対し住宅の設備方を督励する一面娯楽設備等に就いても夫々設置すべく意を用ひつつあり。

1941年秋には、39年の第一次集団募集による2年間雇用契約が終つたので、厚生省と「中央協和会」を中心に定着督励班が組織され、強制的あるいは懐柔的方法により契約延長がなされた。41年12月2日付で「労務動員実施計画による朝鮮人労働者内地移入に関する件」が、内務省および厚生省次官名で各地方長官宛に通達さ

資料 [B]—1 朝鮮人労働者移入状況 (全炭鉱および被査炭鉱分) (1942年10月末現在)

支部別	移入数	減 耗 数						差引昭和十七年 十日末現在数	差引昭和十八年 五月末現在数
		送先	病氣 送還	満期 帰鮮	死亡	其他	計		
札幌	87,946	38,758	3,103	2,980	433	6,099	51,373	36,573	28,380
東 部	9,749	3,330	937	1,136	76	272	5,751	3,998	5,457
福 岡	35,556	5,438	1,638	5,642	752	920	14,390	21,166	71,430
合 計	133,251	47,526	5,678	9,758	1,261	7,291	71,514	61,737	105,414

炭鉱別

夕張	6,167	749	89	1,142	381	27	2,388	3,779	3,707
神威	929	72	—	88	11	—	171	758	997
大夕張	1,308	320	63	298	10	99	790	518	1,178
歌志内	707	88	39	111	10	22	270	437	565
茅沼	797	234	6	57	2	11	310	487	658
砂川	2,572	677	214	239	32	56	1,218	1,354	1,683

備考) (1) 本調査ハ移入当初以来昭和十七年十月末現在ニ至ル移入朝鮮人労働者ニ対スル動態調査トス

注記) 原表はガリ版刷の1枚の表であり、「極秘」の朱印が押されている。

資料 [B]—2 1942年度炭鉱労働者充足状況 (支部別)

区分 支部名	合 計			朝 鮮 人		
	割当数	充足数	割当に 対する 充足率	割当数	充足数	割当に 対する 充足率
札幌	73,045	49,976	68%	19,760	16,046	89%
東 部	16,557	17,069	107	4,050	3,825	94
福 岡	205,774	160,719	76	56,650	51,090	90
合 計	295,376	227,557	76	78,660	70,961	90

備考) (1) 本表ハ第一種炭鉱ノミニ付労働者移動速報ニ依リ調成シタリ

注記) 原表は「昭和十七年度 (自十七年四月至十八年三月) 労働者充足状況調」で、石炭統制会労働部作成のガリ版刷の1枚の表であり、極秘の朱印が押してある。上の表はその中から抜粋したもので、合計=内地一般+勤労報国隊+朝鮮人である。

れ、つづいて翌42年2月には、「半島人労働者活用に関する方策」が閣議決定され、朝鮮総督府も「鮮人内地移住幹旋要綱」(2月20日実施)を制定し、いわゆる「官幹旋」政策が、同年3月中旬から実施されることになる。この「官幹旋」政策は、「朝鮮労働協会」を運営主体とし、「鮮人労働者の供給及び輸送事務を一元化する」ことによって、朝鮮から日本への朝鮮人強制連行をいっそう組織的かつ強制的に遂行する政策

であった。

こうして、1942年度には13万人の朝鮮人労働力動員が決定され、朝鮮での募集地域は従来より2道多い9道が割り当てられた。翌43年になると、日本でも朝鮮人を配置していた石炭、土木、金属、鉄鋼の4産業以外に、航空、化学、陸上、海上輸送部門まで認可が拡大し、12万5千人の連行が計画された。実際の日本への連行数は、先の「第85回帝国議会説的資料」による

資料〔B〕—3 1942年度炭鉱労働者充足状況（炭鉱別）

区分 鉱名	内地一般			勤 勞 報 国 隊			朝 鮮 人			合 計				
	割 当 数	充 足 数	割当に 対する 充足率 %	協 力 に 依 る もの	令 に 依 る もの	割 当 数 計	充 足 数	割当に 対する 充足率 %	割 当 数	充 足 数	割当に 対する 充足率 %	割 当 数	充 足 数	割当に 対する 充足率 %
夕張	3,438	1,314	38%	533	480	1,013	1,186	110%	2,360	2,218	94%	6,811	4,718	69%
砂川	3,679	1,698	46	430	320	750	912	120	1,200	1,120	93	5,629	3,730	66
大夕張	2,855	1,811	63	551	655	1,206	1,975	163	700	623	89	4,761	4,409	92
歌志内	975	425	43	235	170	405	236	58	900	877	97	2,280	1,538	67
神威	589	150	25	0	100	100	40	40	1,420	1,334	93	2,109	1,524	72
茅沼	776	478	61	0	120	120	124	103	500	436	86	1,399	1,038	74

備考) (1) 「神威」ノ朝鮮人ハ空知鉱業所トシテ一括割当セラルルモノニ付空知鉱業所ノ割当数及充足数ヲ計上シタリ

(2) 勤勞報国隊中協力令ニ依ラザルモノトハ所謂冬季節労働者ヲ言フ

注記) 原表は「昭和十七年度（自十七年四月至十八年三月）労働者充足状況調（被査炭鉱分）」でガリ版の1枚の表であり、「極秘」の朱印が押してある。

資料〔B〕—4 1943年度上期炭鉱労働者充足状況（支部別）

区分 支部名	合 計			朝 鮮 人		
	割 当 数	充 足 数	割当に 対する 充足率 %	割 当 数	充 足 数	割当に 対する 充足率 %
札幌	38,448	6,562	17%	8,300	871	10%
東 部	11,067	3,743	34	2,050	556	27
福 岡	111,099	30,602	28	27,150	11,905	43
合 計	160,614	40,909	25	37,400	13,332	35

備考) (1) 本表ハ第一種炭鉱ノミニ付労働者移動速報ニ依リ調成シタリ

(2) 割当数ハ六月末日迄ニ決定シタル分ヲ計上シタリ

(3) 充足数ハ四月、五月中ニ於ケル分ヲ計上シタリ

注記) 原表は「昭和十八年度上期（自四月至九月）労働者充足状況調」で、石炭統制会労働部作成のガリ版刷の1枚の表であり、「極秘」の朱印が押してある。上の表はそのなかから抜粋したもので、合計＝内地一般＋勤勞報国隊＋朝鮮人である。

と、42年、43年の2年間に24万8,205人に及んだ。そして、翌44年9月には、朝鮮における朝鮮人にも「一般徴用制」が適用され、44年には、大蔵省管理局『日本人の海外活動に関する歴史的調査』（第9分冊）によると、少なくとも28万人が日本に連行された（45年は約1万人）。

こうして、1939年から45年の6年間に、「集団大量募集」、「官斡旋」、「徴用」により日本へ強制連行された朝鮮人数の合計は、政府発表でも72万4,787人であり、軍要員として日本へ連行さ

れた数（大蔵省管理局掲掲調査によると、同じく6年間に6万9,997人）を加えると更に大きくなる。

資料〔B〕は、「官斡旋」期における朝鮮人の炭鉱への強制連行に関する統計である。『第二回行政査察 勤勞関係資料』（昭和一七・八年）と題された文書集からの抜粋である。当資料全体に「秘」の朱印が押されており、内容は鉄鋼関係と石炭関係に大別されている。ここに掲げる統計表は、いずれも石炭統制会労働部が作成したものである。資料〔B〕—1 は原表を転載し

資料〔B〕-5 被査察炭鉱労働者数調（1943年5月末現在）

事項 炭鉱名	内地人		朝鮮人	計
	一般	短期		
大夕張	1,907	224	1,178	3,309
夕張	4,023	113	3,707	7,843
神威	777	0	997	1,774
三井砂川	4,907	131	1,683	6,721
歌志内	967	0	565	1,532
茅沼	521	0	658	1,179

注記）原表は「被査察炭鉱労働者現在数調（昭和十八年五月末）である。

資料〔B〕-6 1943年炭鉱人夫数調

	内地人	朝鮮人		合計
		合計	臨時夫 請負夫	
札幌	9,633	3,117	35 3,082	10,750
東部	1,154	47	35 12	1,201
福岡	10,253	1,799	385 1,414	12,052
合計	19,040	4,963	455 4,508	24,003

備考） 1. 昭和十八年四月末現在，主要炭鉱 178ニツキ調査ス其他ノ炭鉱ニ於テハ使用数僅少ナリ
2. 人夫ハ主トシテ坑内掘進作業，其他坑外ノ臨時的作業ニ従事

注記）原表は「昭和十八年四月末人夫数調」でガリ版刷りの1枚の表である。上の表はそこから抜粋して作成したものである。

たもの。ただし右端欄の「差引昭和十八年五月現在数」（支部別）は、「昭和十八年五月分・労働者数移動状況調」（A）総括表（ガリ版刷りの1枚の表）「極秘」よりとりだし、加えたものである。炭鉱別の右端欄は、資料〔B〕-5の朝鮮人の数値を加えたものである。資料〔B〕-2と〔B〕-4は、内地一般と勤労報国隊の数値は省略してある。資料〔B〕-3と〔B〕-5は、原表を転載したものである。資料〔B〕-6は、「内地人」と「朝鮮人」の部分のみ抜粋したものである。表題は年号を西暦に修正したものが多。備考は原表のまま、注記は松村が加えたものである。

資料〔C〕は、前掲『第二回行政査察勤労関係

資料』のなかに綴じこまれていた石炭関係のもので、ガリ版刷り9ページから成る。目次には当資料は、「査察事業移入労働者逃走調」となっている。43年3月末現在の調査が含まれているところから1943年に書かれたものと推測される。内容的には、資料〔A〕に接続するものであり、極めて高い朝鮮人の逃亡率の実態とその改善方策と効果、訓練による作業能率の向上、紛争議が略述されている。

資料〔C〕-『査察事業移入労働者逃走調』

朝鮮人労働者ニ対シ従来多クノ雇傭主ハ逃走ガ多イ、能率ガ拳ラス等其ノ欠点ヲ数ヘ拳ゲテ批評ニ急デアッタト云ヒ得ル。

例へば、折角苦勞シテ移入シテモ浮勞性が多ク逃走スル者が多イノデ無駄骨折デアル、運動神經ガ遲鈍デ根氣ガ無ク頑張りガ利カヌノデ万事ノロマデ成績ハ挙ラズ負傷ガ多イ等デアル。

併シ過去ニ於テ之ヲ弁駁スル資料ニ乏シク乍遺憾逃亡者ガ多カッタコトハ事實デアッタ、昭和十五年度ノ移入勞務者現在数九〇、〇〇五人中逃亡者二〇、四三〇人デアッテ逃亡率二二%デアリ、昭和十六年度ニ於テハ現在数一一二、三一〇人中逃亡者二七、六七四人、逃亡率ハ二四%ニ増加シテ居ルガ如ク一年間に約四分ノ一弱ノ逃亡者ヲ見タルハ勞務者自身ノ素質ヨリモ寧ロ其ノ管理ノ責ニ在ル雇傭主ノ怠慢、不誠実ヲ悞ハセルモノ少シトセナカッタ。

茲ニ於テ前述ノ如キ方途ニ依リ雇傭主ニ対シ適當ナル指導ヲ加ヘ其ノ勞務管理ノ適正化ヲ図ラシメタル所逃亡率ニ止ラズ、其ノ他ノ部面ニ於テモ改善ノ跡顯著ナルモノガアッタ。

1. 逃亡者ノ減少

逃亡者減少ノ狀況ヲ一事業場ニツキ見ルニ次ノ如キモノガアル(昭和十八年三月末調三井鉾山三池炭鉱)

移入月日	移入数	逃亡数
一六、二、一〇	二二	六
一七、二、九	一〇〇	五七
一七、二、一〇	九九	七五 (七五%)
一七、三、一	四七	二八
一七、三、二	九九	七五 (七五%)
一七、五、五	六四	五〇 (七八%)
一七、五、八	八九	三九
一七、五、一五	九八	五四
一七、九、三	八二	一九
一七、九、八	八二	二〇
一七、九、一〇	五八	一六
一七、一一、三	九八	三
一七、一一、三	九八	三
一七、一一、八	八四	七
一七、一一、一三	五八	一
一七、一一、一七	六七	〇
一七、一一、二〇	七九	一
一七、一一、二三	七二	一

十七年五月ヨリ計画的訓練ヲ開始ス

一七、一二、一四	九二	三
一七、一二、一五	九五	二
一七、一二、二〇	一〇〇	〇
計	一六七六	四七九 (二八%)

以上ノ如ク訓練開始前ニ於テハ甚ダシキハ七八名ノ逃走者ヲ見タルモ当局ノ指示ニ依リ適正ナル指導訓練ヲ開始シタル所其ノ後移入就勞シタル者ノ定着ハ頗ル改善サレタリ。

次ニ全国工場事業場中主ナルモノニ就キ昭和十四年移入開始以來昭和十八年四月迄ノ逃走狀況ヲ見ルニ別紙査察事業所移入勞務者逃走調ノ如ク甚ダシク不良ナルモノハ五九%ノ逃走率ヲ示セルモ良好ナルモノニ在リテハ僅カニ一、二%又ハ二%ト云フ成績ヲ収メツツアリ勿論逃走ノ原因ハ職場環境其ノ他ニ影響サルモノアルヲ以テ逃走率ノミヲ以テ勞務管理ノ適不適ヲ云々スルコトハ当ラザルモ之ヲ環境及坑内条件其ノ他各種ノ条件類似スル長崎県北松炭田方面ノ事業所ヲ比較スルモ矢岳炭鉱五九%ニ比シ江迎炭鉱二七%ニシテ其ノ差實ニ三二%ナリ、而シテ如斯差異ヲ生ズル原因ニ就テ現地ヲ調査シタル所ニ依レバ前者ハ指導者層ニ於テ質量共ニ劣ルニ止ラズ其ノ指導機構及設備等ニ欠クル所アリタリ、後者ニ於ケル勞務監理ハ比較的良好ナリキ、前者ニ於テハ本年ニ入り其ノ勞務監理ノ是正ニ努メタル結果近時ニ到リ漸次逃走者ハ減少シ能率又向上シツツアリ。

以上ノ如ク雇傭主ニ於テ漸次指導訓練ノ効果ヲ認メ自ラ進ンデ前記ノ訓練及取扱要綱ニ基キ指導訓練ノ強化ニ努メツツアルヲ以テ逃走者ハ近時全般的ニ漸減シツツアリ。

2. 能率向上

移入勞務者ノ稼働率ハ頭初ヨリ内地人ニ比シテ良好ナリシモ作業能率ニ於テハ低位デアッタ、之レハ農村出身ノ素人デアルト云フ点ヲ割引シテモ運動神經ガ敏捷デナイト云フ事實ハ歴然タルモノガアッタ、然シ適正ナル訓練ヲ加フルニ從ツテ就勞一ヶ月目ニ熟練セル内地人ニ比シ七〇%ノ能率ナリシモノガ三ヶ月目ニハ八六%ニ

上昇シ一年乃至一ケ年目ニハ内地人並近ク迄ニ遠シテ居ル向ガ多シ、雇傭主ガ多ク契約期間ノ二年ヲ更ラニ延長スルコトヲ希望シツツアル理由ハ習熟セル其ノ技量ヲ惜シムニ在ルヲ見テモ其ノ能率向上ノ実相ヲ窺知シ得ル所ナリ。

3. 紛争議

イ. 朝鮮人労務者ニ対スル雇傭主ノ批評ガ頭初頗ル悪カッタ理由ノ一ニ紛争議ガアッタ、併シ漸次其ノ数ヲ減少シ今日デハ『朝鮮人労務者ヲ見直シタ』一全面的ニ其ノ真価ヲ認ムル向増加セリ。

ロ. 或ル事業場ニ於テハ『却ツテ内地人労務ガ見劣リスル』ト云フ向モ生ズルニ至レリ、併シテ乍ラ之ノ事実ハ朝鮮人労務者ノ指導上ノ見地ヨリスレバ等閑ニ付スベカラザル事柄ニ属スル、

即チ最近争議ノ数ハ減少セルモ其ノ内容ニ於テ悪化ノ傾向アリ、朝鮮人労務者ト内地人労務者トノ多数争議発生シ死傷者等ヲ出ス等ノ事例ハ内地人労務者ガ朝鮮人ノ手本タル実力ヲ示シ得ザル結果朝鮮人が内地人ヲ無条件ニ尊敬シテ居ク丈ケニ逆ニ之ヲ輕侮スルニ至リ又内地人ハ朝鮮人ヲ妬ムニ至リタル結果ト思考サルル節多キ故ナリ、故ニ内地人労務者ニ対シテ朝鮮人以上ニ指導訓練ヲ強化シ名実共ニ兄貴分トシテ貫録ヲ示ス様仕向ケルコトガ今後特ニ緊要トスル所ナリトス。

迫記) 本稿は、慶應義塾大学太平洋戦争史研究会の共同研究の一環である。本稿に掲載の資料は、いずれも慶應義塾図書館所蔵のものである。

(経済学部教授)